

松江市告示第 255 号

松江市地域資源を活用した地域活性化事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 31 日

松江市長 松 浦 正 敬

松江市地域資源を活用した地域活性化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市の交付する松江市地域資源を活用した地域活性化事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則第 48 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象等)

第 2 条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事務又は事業の内容、補助金の交付対象経費、補助金の交付の率又は金額、終期及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市地域資源を活用した地域活性化事業補助金
補助金交付の目的	高品質で多彩な農林水産物の生産振興、新たな特産品開発等に積極的に取り組む組織等が企画・実施する取組に必要な費用の一部を補助することにより、地域の活性化を図ることを目的とする。
補助金の交付対象である事務又は事業の内容	地域特産農林水産物の生産振興及びブランド化、新たな特産品開発その他地域活性化に資する事業
補助金の交付対象経費	補助金交付対象事業に要する経費
補助金の交付の率又は金額	交付対象経費の2分の1の額（1,000円未満切捨て）とし、1事業当たり100万円を上限とする。
終期	令和4年3月31日
補助事業者の範囲	次の各号のいずれにも該当する地域資源を活用し、地域活性化に取り組む組織とする。 (1) 3名以上で組織されていること。 (2) 同様の趣旨の他の補助金の交付を受けていないこと。

(雑則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。